

第3次大分県子ども読書活動推進計画

平成26年3月

大分県教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもの想像力や表現力を高めるとともに、読解力や考える力、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

また、子どもの頃に優れた本と出会うことは、生きる喜びや勇気、さらには多様な見方について知ることであり、子どもにとって生涯にわたる大きな力となります。

大分県では、平成16年2月に「大分県子ども読書活動推進計画」、平成21年3月に「第2次大分県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが早い時期から読書習慣を身に付け、すべての子どもが読書に親しむことのできる環境の整備等に取り組んできました。

さらに、平成18年6月に策定し、平成24年3月に改訂した「新大分県総合教育計画（改訂版）」においても、「豊かな心の育成」を挙げ、子どもの自主的な読書活動の推進に取り組んでいます。しかしながら、依然として、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向は続いている、学校図書館の充実等が求められています。

こうした中、子どもの読書活動が一層推進されるよう、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、平成26年度からおおむね5年間の総合的な取組として、本計画を策定しました。子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けられるよう、関係機関や団体等と連携・協力し、積極的に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、「子ども読書活動推進連絡会議」の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成26年3月

大分県教育委員会教育長 野中 信孝

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第1章 第3次大分県子ども読書活動推進計画の策定に当たって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の目標及び重点方針 | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画の体系 | 4 |
| 第2章 第2次大分県子ども読書活動推進計画における取組・成果・課題… | 5 |
| 1 第2次計画期間における取組・成果 | 5 |
| (1) 家庭・地域における取組・成果 | |
| (2) 学校等における取組・成果 | |
| 2 第2次計画期間における課題 | 9 |
| (1) 家庭・地域における課題 | |
| (2) 学校等における課題 | |
| 3 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化 | 1 1 |
| (1) 情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化 | |
| (2) 学習指導要領の改訂 | |
| 第3章 子どもの読書活動推進のための方策 | 1 2 |
| 1 家庭における子どもの読書活動の推進 | 1 2 |
| <家庭の役割> | |
| <具体的な方策> | |
| ① 保護者の読書活動への理解の促進 | |
| ② 家庭における読書活動への支援 | |
| 2 地域における子どもの読書活動の推進 | 1 3 |
| (1) 図書館における取組 | 1 3 |
| <図書館の役割> | |
| <具体的な方策> | |
| ① 公立図書館の整備 | |
| ② 読書に親しむ機会の提供 | |
| ③ 子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実 | |
| ④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化 | |

| | |
|-------------------------------|----|
| ⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実 | |
| ⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実 | |
| ⑦ 情報化の促進 | |
| ⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進 | |
| ⑨ 学校図書館との連携・協力の推進 | |
| ⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援 | |
| ⑪ 調べ学習等への対応の充実 | |
| (2) 公民館・児童館等における取組 | 16 |
| <公民館・児童館等の役割> | |
| <具体的な方策> | |
| ① 読書に親しむ機会の充実 | |
| ② 読書環境の整備・充実 | |
| ③ 職員の知識・技術の向上 | |
| (3) ボランティア等における取組 | 16 |
| <ボランティア等の役割> | |
| <具体的な方策> | |
| ① 情報収集・提供の充実 | |
| ② 研修機会等の支援 | |
| ③ 子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築 | |
| ④ 「子どもゆめ基金」等の活用の促進 | |
| 3 学校等における子どもの読書活動の推進 | 17 |
| (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における取組 | 17 |
| <幼稚園・保育所・認定こども園等の役割> | |
| <具体的な方策> | |
| ① 資料、設備の整備・充実 | |
| ② 絵本等に親しむ機会の充実 | |
| ③ 教職員、保育士等の資質向上 | |
| ④ 公立図書館や保護者、ボランティア等との連携・協力の推進 | |
| (2) 小学校・中学校・高等学校等における取組 | 18 |
| <学校の役割> | |
| <具体的な方策> | |
| ① 学校における体制づくりの推進 | |
| ② 読書習慣の確立・読書指導の充実 | |
| ③ 学校図書館の整備・充実 | |
| ④ 学校図書館活用推進のための人的配置の推進 | |
| ⑤ 家庭・地域との連携による読書活動の推進 | |

⑥ 障がいのある子どもの読書活動の推進

4 普及啓発活動 23

<具体的な方策>

- ① 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発活動の推進
- ② 優れた取組の奨励
- ③ 各種媒体による広報活動の推進

第4章 推進施策の効果的な実施に向けて 24

1 推進体制の整備 24

(1) 県の推進体制の充実

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ

(3) ボランティア団体等との連携・協力の促進

2 計画の進行管理及び目標指標 24

(別表) 目標指標 25

<参考資料>

1 子どもの読書活動の推進に関する法律 27

2 県内公立図書館等一覧 29

3 用語解説 30

(注) 本文中の語句の末尾に※印があるものは、用語解説に掲載しています。

第1章 第3次大分県子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）は、第2条（基本理念）において「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動^{*}は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とうたっています。また、学校教育法においても、第21条（義務教育の目標）に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」が明記されています。

これらを踏まえ、国においては、平成20年3月におおむね5年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示した「子ども読書活動推進基本計画（第2次計画）」が策定され、引き続き平成25年5月に第3次計画が策定されました。

本県においては、こうした国の動向を踏まえ、平成21年3月に策定した「第2次大分県子ども読書活動推進計画」および平成18年6月に策定し平成24年3月に改訂した「新大分県総合教育計画」（平成18～27年度）において挙げた「豊かな心をはぐくむ体験活動や読書活動の推進」の下、子どもがあらゆる場所で読書に親しむことができる環境を整備し、読書習慣を形成することを目的に全県的な子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

本計画は、前計画における取組の成果と課題および情勢の変化を踏まえ、新たに大分県における子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するために策定し、継続して大分県における子どもの読書活動を推進するものです。

2 計画の目標及び重点方針

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等生きる基礎力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を身に付けることができます。

また、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、読書は子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける契機になります。

大分県の子どもたちが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けることを目指して、「生きる力をはぐくむ読書習慣の形成」「いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備」及び「図書資料を活用して調べる技能と態度の育成」を目標に、3つの重点方針のもと、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

＜目標＞

- 生きる力をはぐくむ読書習慣の形成
- いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備
- 図書資料を活用して調べる技能と態度の育成

＜重点方針＞

① 子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもが本に親しみ、質の良い読書活動を行うためには、子どもと本をつなぐ、「読書を支える人」の存在が必要です。専門的能力を備えた人材が、読書のアドバイザーとして、子どもの発達段階を踏まえて適切な本を紹介するなど、子どもに読書の楽しさを実感させることが重要です。

(取組の方向性)

- ・より早い時期での子どもの読書習慣形成のための乳児期からの読書活動支援
- ・学校図書館の基盤整備のための専門的職員配置の促進と関係者への研修の充実
- ・地域で子どもの読書活動を支えるための読書ボランティアの養成と活動支援

② 家庭・地域・学校が連携した読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動を促進し、読書習慣を形成するためには、家庭・地域・学校において、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりを行うとともに、子どもたちの感性を磨くための多様な図書資料の整備が重要です。特に子どもの読書活動の推進にかかわる学校、関係機関及び民間団体等がそれぞれ担うべき役割を果たすことはもとより、緊密に連携・協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

(取組の方向性)

- ・全県的な読書環境整備のための、各市町村における子ども読書活動推進計画策定の促進
- ・市町村立図書館、学校図書館等の支援のための、県立図書館による協力貸出、団体貸出、協力レファレンス等の充実

③ 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、県民の理解と関心を深める必要があります。

(取組の方向性)

- ・子どもの読書活動関係者のネットワークの構築
- ・子どもと本をつなぐネットワークフォーラムの開催や読書活動表彰の実施等を通した普及啓発
- ・ホームページ等による情報の共有と発信

3 計画の期間

平成26年度からおおむね5年間とします。

4 計画の体系



第2章 第2次大分県子ども読書活動推進計画における取組・成果・課題

1 第2次計画期間における取組・成果

平成21年度からの約5年間、目標である「読書習慣の形成」、「いつでもどこでも読書に親しめる環境の整備」を達成するため、様々な方策に取り組みました。その結果、読み聞かせグループ数の増加、全校一斉の読書活動を実施している学校数の増加、市町村における子ども読書活動推進計画策定率の上昇など、子どもの読書活動を推進する環境に確かな前進が見られました。

(1) 家庭・地域における取組・成果

① 子ども読書ボランティアグループ等の支援

- ・県立図書館に子ども読書支援センターを設置し、全県的な子ども読書活動推進のため、子ども読書推進員の派遣や情報発信を行い、家庭や学校等における読み聞かせ活動を支援しました。
- ・県立図書館において子ども読書ボランティアリーダー養成講座を実施し、読み聞かせ等の研修会で、実技指導や助言者として活動できる実践的なリーダーを2か年にわたり養成しました。

【読み聞かせ等グループの数】

| 項目 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| グループ数 | 235 | 279 | 312 | 313 |

県立図書館読み聞かせ等のグループ調査

県内の読み聞かせグループの数は、平成21年度の235グループから平成24年度は313グループに増加するとともに、その活動はすべての市町村において行われており、また、学校支援ボランティアとして活動するグループが増加傾向にあり、子どもの読書活動を支援するボランティア団体の活動の場は広がっています。

② 発達段階に応じた図書資料及び情報の提供

- ・県立図書館において、学校図書館の基本的な役割や活動についてまとめた「学校図書館ハンドブック」を作成しました。
- ・小・中学生を対象にした理数系推薦図書リスト「科学読物ブックリスト」を「児童文学と科学読物の会」の協力により作成しました。

- ・ことばに関する推薦図書リスト「ことばのブックリスト ことばこ」を作成しました。
- ・大分県図書館情報ネットワーク（O L I B）^{*}を拡大し、小・中・高等学校の選書機能の充実及び相互貸借の推進を図りました。

【県立図書館が作成したブックリスト等】

| 項目 | 平成22年度 | | 平成23年度 |
|---------|-----------------|----------------|--------------------|
| ブックリスト等 | 学校図書館 ハンドブック | 科学読物 ブックリスト | ことばのブックリスト ことばこ |

各リストは県内の公立図書館、小・中学校等に配布し活用を呼びかけました。また、県立図書館ホームページにおいて公開しました。

③ 家庭での読書活動推進

- ・P T Aを対象とした研修会等において、読み聞かせの重要性について説明するなど、読書の意義等についての啓発を行いました。
- ・「家庭で読書」普及啓発チラシを作成し配布しました。
- ・県立図書館において、子育て世代を対象に、絵本等の宅配セット貸出を行いました。

④ 図書館職員の研修の充実及び先進事例の情報提供

- ・県立図書館において公立図書館等職員研修会を年間5～6回実施しました。

【公立図書館等職員研修会に参加した図書館等職員の割合】

| 項目 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 参 加 者 数 | 565人 | 479人 | 380人 | 477人 |
| 年間実施回数 | 6回 | 6回 | 6回 | 5回 |
| 1回あたりの参加率 | 37.7% | 30.4% | 26.0% | 36.8% |
| 市町村図書館職員数 | 250人 | 263人 | 244人 | 259人 |

県立図書館における「公立図書館等職員研修会」

⑤ 全県的な読書活動推進体制の整備

- 平成24年度に市町村子ども読書活動関係者研修会等を実施することで、市町村における「子ども読書活動推進計画」策定を促進しました。

【推進計画を策定している市町村の割合】

| 項目 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 策 定 率 | 22.2% | 22.2% | 33.3% | 61.1% | 66.7% |
| 策定済市町村数 | 4 | 4 | 6 | 11 | 12 |
| 市 町 村 数 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |

資料：市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査（大分県教育委員会）

推進計画を策定している市町村の割合は、研修会実施の効果もあり12市町村となり、策定率は66.7%となりました。

（2）学校等における取組・成果

- 平成23年度から小・中学校を対象とした学校図書館活用モデル校へ学校図書館アドバイザーを派遣し、館内整備、蔵書の充実、読書活動の活性化、授業活用の促進を行うとともに、モデル校において活動事例の普及研修を実施しました。
- 校長、司書教諭^{*}、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）（以下「学校司書」という。）等の学校図書館関係者への研修会を実施しました。
- 学校図書館アドバイザー派遣の取組や、各市町村が作成する学力向上に向けた行動計画への位置付けなどを通じて、小・中学校における学校司書の専任配置を促しました。

① 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

【全校一斉の読書活動を実施している学校の割合】

| 対 象 | 平成20年度 | | 平成22年度 | | 平成24年度 | |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 全 国 | 大分県 | 全 国 | 大分県 | 全 国 | 大分県 |
| 小 学 校 | 96.6% | 91.6% | 96.2% | 96.8% | 96.4% | 98.9% |
| 中 学 校 | 86.9% | 47.1% | 87.5% | 63.2% | 88.2% | 53.4% |
| 高 等 学 校 | 39.7% | 63.0% | 41.1% | 59.6% | 41.0% | 48.9% |

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省、大分県教育委員会）

- ・全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合は、小学校においては、平成24年度は98.9%で、平成20年度と比較すると7.3ポイント増えており、全国平均を2.5ポイント上回っています。
- ・中学校においては、平成24年度は53.4%で、平成20年度と比較すると6.3ポイント増えていますが、全国平均を大きく下回っています。
- ・高等学校においては、平成24年度は48.9%で、平成20年度と比較すると14.1ポイント減っていますが、全国平均は7.9ポイント上回っています。

② 学校図書館の図書資料の整備等

【学校図書館図書標準^{*}を達成している学校の割合】

| 対象 | 平成20年度 | | 平成22年度 | | 平成24年度 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 全国 | 大分県 | 全国 | 大分県 | 全国 | 大分県 |
| 小学校 | 45.2% | 63.0% | 50.6% | 68.2% | 56.8% | 68.2% |
| 中学校 | 39.4% | 59.2% | 42.7% | 64.2% | 47.5% | 64.7% |

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省、大分県教育委員会）

- ・学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小学校においては、平成24年度は68.2%で、平成20年度と比較すると5.2ポイント増えしており、全国平均を11.4ポイント上回っています。
- ・中学校においては、平成24年度は64.7%で、平成20年度と比較すると5.5ポイント増えており、全国平均を17.2ポイント上回っています。

③ 学校図書館活用のための人的配置

【小・中学校における学校図書の配置状況】

| 項目 | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|-----------|--------|-------|--------|-------|
| | 校数 | 割合 | 校数 | 割合 |
| 1校専任配置校 | 66 | 15.8% | 88 | 21.5% |
| 2～3校兼任配置校 | 301 | 71.8% | 273 | 66.7% |
| 未配置校 | 52 | 12.4% | 48 | 11.8% |

資料：平成25年度小・中学校図書館の人的配置の状況（大分県教育委員会）

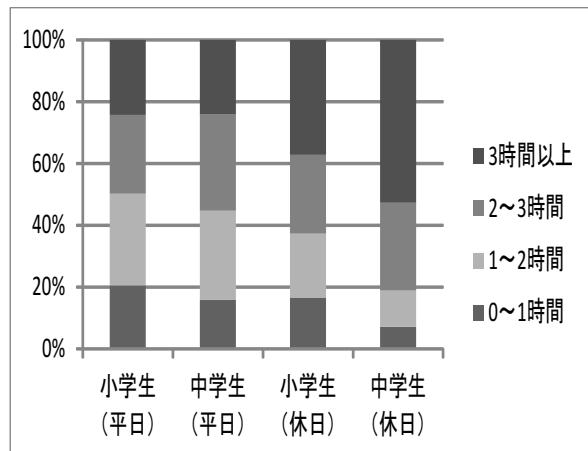
- ・学校司書については、平成24年度から地方交付税措置で配置のための経費が国から一部支援されており、増加する傾向にあります。

2 第2次計画期間における課題

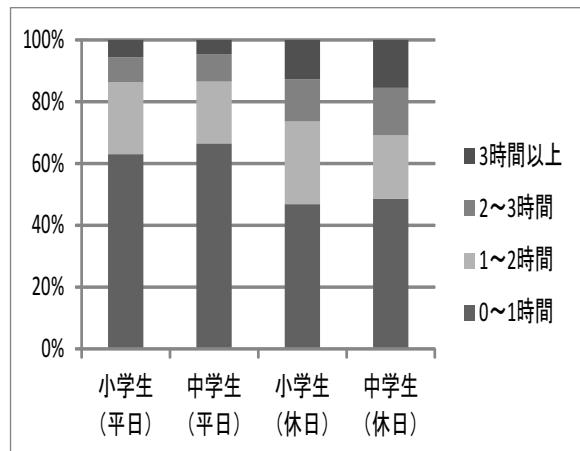
読書量の多い小学生に比べ、中学生になると、その量が減少するという状況は依然として続いており、子どもたちの自主的な読書活動を推進するために、今後も引き続き家庭・地域・学校の連携を深め、社会全体で読書活動の取組を進めていく必要があります。

(1) 家庭・地域における課題

- ・テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話・スマートフォンなど、様々なメディアの著しい普及に伴い、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした生活環境や家庭環境の変化が、子どもたちの活字離れを進ませる一因となっています。
- ・家庭において、読書が子どもの生活の中に根付くよう、様々な機会を通して読書活動の意義や重要性について保護者に働きかけていく必要があります。
- ・家庭における読書活動の充実のため、親子で参加できる読書に親しむ機会の実施及び情報提供が求められています。
- ・本県において図書館を設置している市町村（平成25年4月現在）は、18市町村のうち16市町村であり、また、残る2町村にも図書館同等施設があり、全国的には比較的上位に位置しています。しかし、図書館活動の充実には地域差があり、全県的な子ども読書活動への取組が求められています。
- ・県内の多くの地域で、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供やおはなし会、ボランティアに対する講座等が行われていますが、地域によってその充実度が異なっています。各地域において、児童図書担当職員や指導的立場の実践者を育成する必要があります。
- ・子どもにとって身近な存在である市町村立図書館において、幅広い児童図書の収集・提供が行われるよう、子ども向けの図書資料費の予算確保について、引き続き市町村に働きかけていくことが必要です。
- ・公民館や児童館^{*}にある図書室は、地域の人々の読書活動において、身近な支援の場となっていますが、所蔵資料は必ずしも十分とはいえません。地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、公民館や児童館において、子どもの読書活動に対する理解を深める取組が求められています。



【児童生徒がテレビを見る時間】



【児童生徒がゲームをする時間】

資料：平成25年度大分県学力定着状況調査（大分県教育委員会）

(2) 学校等における課題

- 幼稚園や保育所等においては、読み聞かせ等の取組が積極的に行われていますが、その取組状況や蔵書等には差があります。また、発達段階に応じた読書活動についての職員の研修が必要とされています。
- 読み聞かせ等家庭での読書活動の大切さを理解してもらうための働きかけを通して保護者を支援していくことが求められています。
- 1か月に読む本の冊数が0冊と回答した小学生は9.7%（全国5.3%）、中学生は16.5%（全国10.7%）（平成25年度）であり、中学校は小学校と比べて不読者の割合が高くなる傾向が見られます。
- 学校図書館を活用した授業を計画的に行ってている学校の割合（平成25年度）は、小学校97.5%、中学校83.0%でほぼ全国平均並ですが、学校図書館が「学習・情報センター」として、これまで以上にその機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。
- 本県において、学校図書館図書標準を達成している学校数の割合（平成24年度）は、1の（2）②で示した通り、小・中学校ともに6割を超えていますが、残りの3割について、学校図書館図書標準の達成に向けた予算措置が求められます。また、全校について適正な図書資料の更新とさらなる整備・充実に向けて、各市町村へ働きかける必要があります。

3 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

（1）情報通信技術・機器の発達による読書環境の変化

インターネット、各種電子端末等の様々な情報媒体の発達・普及により、大量の情報が入手可能となった反面、それらのメディアの利用に関して、様々な問題が起こっています。また、電子書籍の出版が拡大するなど、子どもの読書を取り巻く環境は急激に変化しており、今後の推移について十分に留意することが必要です。

（2）学習指導要領の改訂

現行の学習指導要領においては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語活動の充実を図ることが重視されています。中でも、読書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じて取り組むことが求められています。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

＜家庭の役割＞

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが幼い頃から本の楽しさを知るために、日常生活の中で自然に本に親しむことができる環境をつくることが大切です。

このため、家庭においては、保護者自身が読書活動の意義を認識し、子どもの成長にあわせた読み聞かせをすることや、大人が楽しみながら読書する姿を見せ、子どもとの読書や共に図書館に出向くことなどの本に親しむ工夫や配慮が必要であり、読書を親子のふれあいの機会として活用していくことが望まれています。

＜具体的な方策＞

① 保護者の読書活動への理解の促進

ア) 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進

県や市町村、N P O 団体などが実施する子どもの発達段階に応じた家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性、読み聞かせのノウハウなどについて紹介するとともに、P T A の協力を得ながら、家庭において日常的な取組がなされるよう促します。

イ) 広報紙等を通じた読書活動への理解の促進

乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性などについて広報紙やホームページ等を通じて積極的に紹介することにより、家庭における読書活動に対する理解の促進を図ります。また、読書習慣のない保護者にも読書の楽しさを伝えるために、読書週間等のイベントや講座情報などを図書館報や市報等を活用して幅広く広報するとともに、各図書館の推薦する本等の情報発信も行っていく必要があります。

② 家庭における読書活動への支援

ア) 親子で読書に親しむ機会の充実

図書館や公民館、児童館などが実施するおはなし会等、親子が共に読書に親しむ機会及び情報の提供に努めるとともに、妊娠期、また乳幼児期からの親子参加の呼びかけを通じて、家庭における読書活動の充実に努めます。

イ) 家庭における読み聞かせ等に関する講座の充実

家庭における読み聞かせや読書の重要性について、理解の促進を図るため、保護者等を対象とした読み聞かせや子どもの本に関する講座を実施します。

ワ) 乳児のいる家庭での読書環境の充実

乳児期から絵本に親しむため、市町村で行われているブックスタート^{*}等の取組を促進し、家庭に絵本がある環境づくりに努めます。あわせて、妊娠期から絵本に親しむための支援に努めます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館における取組

＜図書館の役割＞

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもにとって身近な場所で本に親しむ環境を整備していくことも重要です。

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選び、読書の楽しさにふれることができる場であり、読書を通じて読解力や情報活用能力を身に付けることができる場でもあります。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について相談できる場でもあります。

図書館は、地域の情報拠点として幅広く多様な資料を収集し、子どもが利用しやすい環境の整備や、子どもの読書に関する情報発信を行う必要があります。

さらに図書館は、子どもを対象としたおはなし会や読み聞かせ、講座、企画展示等の実施や、読書団体・ボランティアグループ等、子どもの読書活動を推進する団体の支援や研修等を行うことで、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を担っています。

今後も取組を充実させるとともに、地域における読書活動推進の中核的な役割を果たすことが求められています。

＜具体的な方策＞

① 公立図書館の整備

県は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示）」及び国の基本計画に基づいた市町村立図書館等の整備及び機能の充実が図られるよう働きかけます。

② 読書に親しむ機会の提供

ア) 子どもが本に親しむ機会の充実

県立図書館において、職員とボランティアの協力のもと、おはなし会を定期的に実施し、絵本の読み聞かせやストーリーテリング^{*}、紙芝居の上演等を通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館においても、おはなし会などの定期的な開催や、わらべうたや赤ちゃん絵本を取り入れた乳児からのおはなし会の開催等、本に親しむ機会の提供を働きかけます。

① 「子どもの読書週間」における取組の充実

県立図書館において、「子ども読書の日[※]」（4月23日）及び「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）の趣旨にふさわしい行事を開催し、子どもが読書の楽しさに触れる機会の提供に努めます。

また、市町村立図書館にも実施を働きかけます。

② 広報紙・ホームページ等による情報提供の充実

県立図書館において、子どもや保護者、ボランティアなどに対し、広報紙・ホームページ等を通じて、子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

また、市町村立図書館においても情報提供の充実を働きかけます。

③ 子どもの読書に関するレファレンス[※]・読書相談の充実

県立図書館において、子どもや保護者、図書館職員、ボランティア、教員等からの子どもの読書に関するレファレンス・読書相談に対応するとともに、県内の図書館サービスの向上が図られるよう、市町村立図書館における子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の支援に努めます。

④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化

県立図書館において、子どもの読書活動を支援するセンター機能を充実させ、子どもの読書活動に関する情報収集や広報等を行うとともに、子どもの読書活動の支援に向け、講師の派遣やボランティア団体等の情報、また、家庭での読書活動に役立つ情報提供に努めます。

⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実

県立図書館において、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童図書の選択・収集・提供、子どもの読書活動に資する取組の企画・実施、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等に高い専門性をもって対応できるよう、全国や九州で開催される研修会・研究大会等に積極的に参加し、知識や技能等の習得に努めます。

また、その内容について県内の研修会等で還元し、市町村立図書館等職員の専門的知識・技能を高めるよう努めます。

⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実

県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、特別支援学校をはじめ関係機関との連携を深め、障がいに応じた資料収集に努めるとともに、障がいのある子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

また、特別支援学校に対する各種貸出サービスの周知を図ります。市町村立図書館や学校図書館においても、子どもが安心して読書に親しめるよう読書活動に係る環境の整備を促します。

⑦ 情報化の促進

県立図書館において、県内すべての市町村立図書館や大学図書館等の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システムの維持・充実に努めます。

また、公民館図書室を含む市町村立図書館において、インターネット検索システムの導入や利用者用コンピューターの設置等の情報化が図られるよう働きかけます。

さらに、学校図書館の読書環境の充実のため、学校図書館に所蔵していない本を、公立図書館から貸出しできるシステムの構築に向けて、市町村立図書館と学校図書館のネットワーク化を働きかけます。

⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進

ア) 市町村立図書館への支援と連携の強化

県立図書館において、レファレンスの援助、司書の研修等を通じて、市町村立図書館の児童サービスを支援します。さらに市町村立図書館の児童サービスの現状把握を行うとともに、情報の共有に努めます。

イ) 関係機関等との連携・協力の促進

公立図書館、特に市町村立図書館を中心として、読み聞かせグループなどのボランティア団体や青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所、児童館、民間施設などの関係機関と連携・協力し、子どもの読書活動に関する行事や講座等の充実、ブックリスト等の配布により、県内のあらゆる地域で本に出会える環境づくりをすすめ、子どもの読書活動を推進する取組を働きかけます。

⑨ 学校図書館との連携・協力の推進

学校における学習を支援するとともに、学ぶ意欲の向上を促すため、県立図書館と学校図書館とのネットワークを強化し、学校へ資料の貸出しを行うことにより、学校との連携・協力の推進に努めます。

また、市町村立図書館において、小・中学校との連携・協力の推進が図られるよう促します。

⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援

県立図書館では、県内の各地域や学校において子どもの読書に関わるボランティア活動をしている方を支援するため、資質向上の機会の提供等に努めます。

また、市町村立図書館においても読書ボランティアの養成が促進され、県内全域で子どもの読書環境が充実するよう働きかけます。

⑪ 調べ学習等への対応の充実

県立図書館において、休館日の図書館を学校の調べ学習に開放するスクールサービスデイ等を実施し、学校や市町村立図書館における調べ学習に関する資料・情報の収集及び提供に努めます。

また、市町村立図書館において、調べ学習が展開されるよう、資料の収集・提供等の充実を促します。

(2) 公民館・児童館等における取組

＜公民館・児童館等の役割＞

公民館や児童館は地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であり、特に公民館には家庭・地域・学校の連携の拠点としての機能も求められています。

これらの施設は、子どもが本と出会い親しむ機会を提供し、子どもの読書について気軽に相談できる場所となるような環境整備に努めるとともに、読書活動の意義や重要性の普及啓発に努めることが期待されています。

＜具体的な方策＞

① 読書に親しむ機会の充実

子どもの読書への興味・関心を高めるため、図書室において保護者や地域ボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を促すとともに、「放課後子ども教室^{*}」や「放課後児童クラブ^{*}」の活動においても、読み聞かせ等の読書活動が一層充実されるよう働きかけます。

② 読書環境の整備・充実

ア) 子どもが読書に親しむ環境の整備

図書を気軽に閲覧できるための配慮、希望図書の貸出し等、子どもが読書に親しむための環境づくりを促進します。

イ) 図書室の整備・充実

蔵書の充実を図り、子どもが楽しめる配架の方法を工夫するなど、図書室の充実を促します。

ウ) 公民館講座を通じた読書活動への理解の促進

公民館講座において、読書活動をテーマにした講座の開催を働きかけます。

③ 職員の知識・技術の向上

職員の読み聞かせ等の知識・技術の習得、その向上を目的とした研修会等への参加を促します。

(3) ボランティア等における取組

＜ボランティア等の役割＞

読書ボランティア団体には、読み聞かせ等の活動を行うとともに、学校や家庭、図書館・公民館・児童館等と連携した読書活動推進の取組への支援が期待されています。

また、保健所・保健センターなどの関係機関等においても、保護者に対して、読書活動の重要性の理解促進を図り、子どもが読書に親しむ機会の提供を行うなど、大きな役割を果たすことが期待されています。

＜具体的な方策＞

① 情報収集・提供の充実

読み聞かせグループ等のボランティア団体の活動を支援するため、情報収集・提供を行うとともに、県内ボランティア団体等の情報共有及び啓発のための手段としてホームページ等を活用し、県民に広く情報を発信するよう努めます。

② 研修機会等の支援

読み聞かせグループ等のボランティア団体への質の高い研修や講座、講演会など、資質向上のための機会の提供、活動の場の提供など、活動を支える仕組みづくりの推進に努めます。

③ 子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築

家庭・地域・学校すべてが連携して子どもの読書活動を推進していくために、関係機関や団体等の全県的なネットワークを構築し、情報を共有しながら子ども読書活動の推進に努めます。

また、各市町村の公立図書館等を中心とした各地域におけるネットワークの構築に向けた取組を促します。

④ 「子どもゆめ基金^{*}」等の活用の促進

国の民間団体に対する支援である「子どもゆめ基金」や各種財団事業の周知に努め、その活用を奨励することにより、子どもの読書活動を推進するボランティア団体等の活動の充実を促します。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園^{*}等における取組

＜幼稚園・保育所・認定こども園等の役割＞

子どもの読書習慣を形成するためには、乳幼児期において、絵本の読み聞かせ等により本に親しむ機会を提供するなど、子どもの読書活動の基礎を築く役割を果たすことが求められます。幼稚園・保育所及び認定こども園等においては、絵本や紙芝居等を整備し、子どもがいつでも本を手にとれる環境を整え、読書の楽しさを積極的に伝えることが期待されます。

＜具体的な方策＞

① 資料、設備の整備・充実

乳幼児が主体的に絵本や物語に親しむため、興味・関心、発達段階などに応じた絵本や紙芝居等を整備するとともに、乳幼児が自ら手にとって本に親しみ、落ち着いてじっくりと見ることができる読書スペースを設置するなどの環境づくりに努めます。

② 絵本等に親しむ機会の充実

ア) 指導計画への位置付けの推進

指導計画の中に、発達段階に応じた絵本等を位置付け、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう促します。

イ) 家庭との連携による読書活動の推進

読み聞かせや絵本等との出会いの重要性を家庭に伝えるとともに、保護者やボランティア等の協力を得て、絵本の読み聞かせや絵本の貸出などを行い、家庭における読み聞かせ等の活動を推進します。

③ 教職員、保育士等の資質向上

乳幼児が絵本や物語等に親しむ活動の取組に向け、講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教職員や保育士の理解や技能を高めるよう努めます。

④ 公立図書館や保護者、ボランティア等との連携・協力の推進

公立図書館や保護者、ボランティア等との連携により、子どもの発達段階に応じた図書を選定し、その紹介に努めます。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組

＜学校の役割＞

学校では、従来から各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣の形成と情報活用能力の育成という大きな役割を担っています。

学校教育法においては、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

また、現行の学習指導要領においても、各教科等における言語活動の充実を目指し、学校図書館の一層の活用を図ることが必要とされ、学校における読書活動がますます重視されています。

これらを踏まえ、学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校図書館教育の充実に向け、司書教諭が中心となり、学校全体で組織的に取り組む体制を整備するとともに、「読書センター」「学習・情報センター」としての学校図書館の計画的な活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められます。

＜具体的な方策＞

① 学校における体制づくりの推進

ア) 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり

すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるよう、校長をはじめとする管理職、司書教諭および図書館担当教員、学校司書等が連携した校内組織の充実を促します。

また、学校図書館教育に関する校内研修の実施に取り組むとともに、校外研修への参加を促進します。

イ) 教育計画および年間指導計画における位置付け

長期的なビジョンに立ち、教育目標の実現に寄与し、子どもの読書活動や学習に役立つ学校図書館づくりをすすめるとともに、学校図書館教育全体計画を作成すること、各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用を位置付けることを促進します。

ウ) 年間活動計画作成の促進

司書教諭や専門的な知識・技能を有する学校司書が中心となって計画する全校的な読書活動について、年間活動計画の作成を促進するとともに、すべての教職員が目的を共有し、共通の意識を持って実施するよう働きかけます。

イ) 学校図書館の計画的な利用の促進

各教科、総合的な学習の時間、特別活動^{*}等の全教育活動における計画的な利用を促し、「読書センター」「学習・情報センター」としての図書館機能の活用を促進します。

カ) 学校図書館の充実に向けた指導と助言

指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動の推進についての指導と助言を行います。

カ) 学校図書館についての情報提供の充実

国等の学校図書館に関する情報を収集し、子どもの読書活動推進に関するホームページ等を通じて、学校図書館へ情報提供を行います。

② 読書習慣の確立・読書指導の充実

ア) 各教科等における読書活動の促進

各教科等の授業において本を紹介するなどの取組を行うことにより、児童生徒の興味・関心に応じた読書支援の充実を促します。

イ) 朝読書、読み聞かせ等の読書活動の推進

児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるため、朝の読書活動をはじめとする集団読書や読み聞かせ、ブックトーク^{*}等の一層の取組を促します。

ウ) 推薦図書等の選定・活用

大分県学校図書館協議会の選定図書や子どもの発達段階に応じて選定された県立図書館推薦図書リストを引き続き活用するとともに、学校独自の推薦図書の選定に取り組むよう促します。

イ) 読解力・情報活用能力の育成

学校図書館を効果的に活用することによって、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、調べ学習や多様な学習活動を展開し、読解力や情報活用能力の育成が図られるよう促します。

カ) 先進的な取組の紹介による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進する関係者などを対象とした交流会等の機会に、読書活動の先進的な取組を行っている学校の実践事例を紹介することにより、各学校における多様な読書活動の展開を促進します。

か) 図書委員会活動の活性化

児童生徒による図書委員会活動に関する交流や情報交換を促進します。

③ 学校図書館の整備・充実

ア) 蔵書の整備・充実

【小学校・中学校において】

各市町村に対して、「学校図書館図書整備 5か年計画」^{*}（平成 24 年～28 年）による地方交付税措置に基づき、学校図書館図書標準を達成するとともに、新聞を活用した学習を行う環境を整備するために、必要な予算措置を講じ、図書館資料の整備・充実を図るよう働きかけます。

また、情報が古くなった資料等の適切な更新を行うよう促します。

【高等学校等において】

学校図書館機能をさらに充実させ、生徒の探究的な学習を効果的に実施することを目指して、図書および新聞等の整備・充実に努めるとともに、情報が古くなった資料等の適切な更新を行うよう促します。

イ) 魅力的な図書資料等の充実

児童生徒が読みたくなる本や授業利用に役立つ本を中心に学校独自で選定し、計画的に図書資料の充実が図られるよう促します。

ウ) 施設・設備の整備・充実

児童生徒が行きたくなる、本が読みたくなる学校図書館になるように、施設・設備の充実を図るとともに、余裕教室^{*}などの有効活用等による読書スペースの整備・充実、学級文庫の設置など、常に本を手に取ることができる読書環境づくりの工夫に努めます。

エ) 学校図書館の情報化の促進

学校図書館の情報化を図るため、学校図書館にコンピューターを整備し、蔵書のデータベース化を進めるとともに、校内 LAN によって、学校内のどこにあっても学校内外の図書情報にアクセスできるよう、図書資料などの資源を共有する取組等を促進します。

また、機器等の適切な維持管理が図られるよう促します。

④ 学校図書館活用推進のための人的配置の推進

ア) 司書教諭の役割の明確化

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図るよう努めます。

イ) 司書教諭の発令の促進

司書教諭の養成を促進することなどにより、12学級未満の学校においても司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかる人づくりを促します。

④ 学校司書の配置の促進

学校図書館には、子どもと本をつなぐ専門的職員として常駐の学校司書が必要です。学校司書が学校図書館を整備し、子どもたちが自主的に学べる環境を整え、司書教諭と連携して様々な読書活動を企画・運営したり、学習活動を支援したりすることが有効です。

【小学校・中学校において】

国は各市町村に対して、平成24年度から地方交付税措置により、学校司書配置に必要な予算措置を講じています。県も学校司書の小・中学校図書館への配置を促します。

【高等学校等において】

学校図書館の一層の活用を図るため、今後も学校司書配置の確保と充実に努めます。

I) 学校司書と司書教諭の連携の促進

【小学校・中学校において】

学校司書の全校配置が促進されるよう市町村に働きかけるとともに、研修会での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭の連携が図られるよう促します。

【高等学校等において】

学校図書館の活用をさらに充実するため、研修会での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭の連携促進に努めます。

⑤ 研修等の充実

学校図書館に関する最新の情報提供や学校図書館の活用及び運営等に関する研修を行うことにより、司書教諭と学校司書をはじめ、校長や教頭などの管理職、一般教職員の資質の向上と意識の醸成を図ります。

⑥ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

ア) 公立図書館との連携の推進

公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習成果物等の公立図書館での展示会開催など、公立図書館と連携した多様な読書活動の展開を図るよう促します。

また、情報や資源の共有化を図り、公立図書館と学校図書館とのネットワーク化を促進します。

イ) 家庭・地域との連携の促進

家庭における読書習慣を身に付けさせるため、学校だよりなどを活用した読書のすすめや読書会等の取組を促進するとともに、読み聞かせボランティアや地域住民の協力による読み聞かせなどの機会の提供を促します。

ウ) 学校図書館の適切な開放の促進

小学校・中学校・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への開放が進むよう促します。

⑥ 障がいのある子どもの読書活動の推進

ア) 読書指導の充実

a 教職員の専門性の向上

障がいの状態や発達段階に応じた読書活動や読書環境の工夫など、優れた実践事例の紹介等により、読書活動推進に関する教職員の意識の向上を図ります。

また、専門的な理解や技能を得ることができるよう、研修会等への参加を促進するとともに、その内容について周知する体制づくりに努めます。

b 障がいの状態に応じた読書活動の充実

一人一人の興味・関心を喚起することができるよう、読み聞かせやパネルシアター^{*}等に取り組み、学習の場や日常生活で本に触れる機会を多く設定したり、あらゆる障がいに応じた読書活動のための補助用具の整備・活用に努めます。

c ボランティア等への支援の充実と連携の促進

障がいのある子どもと本をつなぐ読み聞かせ等のボランティアグループを育成し、活動を支援します。読み聞かせ等ボランティアグループが障がいについて学ぶ研修機会の提供に努めます。

また、学校と保護者や地域のボランティア等との連携を図ります。

イ) 学校図書館の整備・充実

a 障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の選定に努めます。

b 読書環境の整備・充実

公立図書館と連携し、必要な資料の提供の充実を図るとともに、読書環境の充実に努めます。

4 普及啓発活動

子どもの読書活動の推進に向けて、その意義や重要性について広く県民の理解と関心を高めるとともに、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供に努める必要があります。

＜具体的な方策＞

① 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発活動の推進

・「子ども読書の日」（4月23日）及び「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）を県民に広報し、県立図書館において子どもが読書に親しむことを目的とした行事を開催するとともに、各市町村でも活発に実施されるよう促します。

また、県や市町村の行事などについて、ホームページ等を通じた県民への広報に努めます。

・子どもの読書活動を推進する関係者などが交流し、その活動を発表・共有する機会を提供することにより、家庭・地域・学校における子どもの読書活動に対する理解の促進を図ります。

② 優れた取組の奨励

国の表彰制度および、県の読書活動コンクール等により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、表彰校等の優れた取組の奨励を図るとともに、ホームページや事例発表の機会等を通じて、実践例を広く紹介します。

③ 各種媒体による広報活動の推進

ア) ホームページを活用した広報活動の推進

県内のボランティア団体等の情報をはじめ、県内外の子どもの読書活動に関する様々な情報の窓口となるホームページを設け、県内全域に広く情報提供を行います。

イ) あらゆる機会を通じた広報活動の推進

県内外の子どもの読書活動に関する様々な情報発信を行うとともに、読書活動の意義及び重要性などについての普及啓発を図るため、リーフレットや広報紙の発行、マスメディア等を通じて、広く県民に情報提供を行います。

第4章 推進施策の効果的な実施に向けて

1 推進体制の整備

(1) 県の推進体制の充実

学校、図書館、市町村、民間団体等の関係者からなる「大分県子ども読書活動推進連絡会議」を定期的に開催し、家庭・地域・学校の連携・協力の在り方についての検討や情報交換等を行い、その成果を生かしながら施策の効果的な推進に努めます。

また、子どもの健やかな成長を目指し、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携を深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ

子どもの読書活動の推進に関する総合的な推進を図るため、県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力に努めます。

県においては、市町村が実施している子どもの読書活動推進に関する様々な情報を収集し、各市町村に提供することにより、市町村間の連携・協力体制の整備が推進されるよう努めます。

また、子ども読書活動推進計画が未策定の市町村に対して、各地域の特性を生かした推進計画が策定されるよう働きかけます。さらに、策定された「子ども読書活動推進計画」の評価・検討が行われ、計画が確実に実行されるよう促します。

(3) ボランティア団体等との連携・協力の促進

県内における子どもの読書活動を支援するセンター機能を整備し、子どもの読書に関する積極的な情報収集・提供を行うとともに、ボランティア団体等のネットワーク化を促進します。

また、家庭文庫^{*}や読み聞かせグループ、学校、図書館関係者、保護者等の交流の機会を提供することにより、子どもの読書活動にかかわる人々の連携・協力の促進に努めます。

2 計画の進行管理及び目標指標

本計画の効果的な実現を図るため、施策の進捗状況や目標指標（別表）の達成状況等を検証し、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」に報告して評価・検討を頂き、その内容を踏まえて必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

(別表)

目標指標

| 指 標 名 | 現 状 値 | 目 標 値 | |
|-----------------------------------|-------------|-------|-------------|
| | | 年 度 | 平成30年度 |
| 読み聞かせグループの数 | 313 グルーブ | H24 | 350 グルーブ |
| 公立図書館における中学生以下の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数 | 10.7冊 | H24 | 14.6冊 |
| 読書活動を週1回以上実施している学校の割合 | 小学校 | 96.9% | H24 100.0% |
| | 中学校 | 50.4% | H24 94.0% |
| | 高 校 | 28.9% | H24 40.0% |
| 1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合 | 小5 | 89.9% | H25 100.0% |
| | 中2 | 83.3% | H25 90.0% |
| | 高1 | 57.7% | H25 70.0% |
| 読書が好きな児童生徒の割合 | 小6 | 72.7% | H25 82.0% |
| | 中3 | 67.8% | H25 77.0% |
| | 高1 | 65.6% | H25 75.0% |
| 学校図書館図書標準を達成している学校の割合 | 小学校 | 68.2% | H24 100.0% |
| | 中学校 | 64.7% | H24 100.0% |
| 学校図書館においてボランティアなどと連携している小学校の割合 | 81.3% | H24 | 96.0% |
| 小中学校における学校司書の配置割合 | 専任配置 | 21.5% | H25 50.0% |
| | 兼任配置 | 66.7% | H25 50.0% |
| 子ども読書活動推進計画を策定している市町村の割合 | 66.7% | H25 | 100.0% |

参 考 資 料

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 27 |
| 2 | 県内公立図書館等一覧 | 29 |
| 3 | 用語解説 | 30 |

1 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 県内公立図書館等一覧

<公立図書館>

平成25年8月1日現在

| | 館名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------------|----------|------------------|--------------|
| 1 | 大分県立図書館 | 870-0008 | 大分市王子西町14番1号 | 097-546-9972 |
| 2 | 中津市立小幡記念図書館 | 871-0056 | 中津市片端町1366番地の1 | 0979-22-0679 |
| 3 | 中津市立三光図書館 | 871-0102 | 中津市三光成恒437番地の2 | 0979-43-2032 |
| 4 | 中津市立本耶馬渓図書館 | 871-0202 | 中津市本耶馬渓町曾木1800番地 | 0979-52-3033 |
| 5 | 中津市立耶馬渓図書館 | 871-0405 | 中津市耶馬渓町大字柿坂520番地 | 0979-54-3111 |
| 6 | 中津市立山国図書館 | 871-0712 | 中津市山国町守実130番地 | 0979-62-2141 |
| 7 | 豊後高田市立図書館 | 879-0605 | 豊後高田市御玉101番地1 | 0978-25-5115 |
| 8 | 宇佐市民図書館 | 879-0453 | 宇佐市大字上田1017番地の1 | 0978-33-4600 |
| 9 | 宇佐市民図書館安心院分館 | 872-0521 | 宇佐市安心院町下毛2130 | 0978-44-1111 |
| 10 | 宇佐市民図書館院内分館 | 872-0332 | 宇佐市院内町山城39 | 0978-42-5111 |
| 11 | 杵築市立図書館 | 873-0001 | 杵築市大字杵築1番地1 | 0978-62-4362 |
| 12 | 別府市立図書館 | 874-0942 | 別府市千代町1番8号 | 0977-23-2453 |
| 13 | 国東市国見図書館 | 872-1401 | 国東市国見町伊美2300-2 | 0978-82-1585 |
| 14 | 国東市くにさき図書館 | 873-0503 | 国東市国東町鶴川160-2 | 0978-72-3500 |
| 15 | 国東市武蔵図書館 | 873-0412 | 国東市武蔵町古市1131-1 | 0978-69-0946 |
| 16 | 国東市安岐図書館 | 873-0202 | 国東市安岐町瀬戸田728番地 | 0978-67-3551 |
| 17 | 日出町立萬里図書館 | 879-1506 | 速見郡日出町2602番地の2 | 0977-72-2851 |
| 18 | 大分市民図書館本館 | 870-0839 | 大分市金池南1丁目5番1号 | 097-576-8241 |
| 19 | 大分市民図書館コンパルホール分館 | 870-0021 | 大分市府内町1丁目5番38号 | 097-538-3500 |
| 20 | 臼杵市立臼杵図書館 | 875-0041 | 臼杵市大字臼杵6番地の16 | 0972-62-3405 |
| 21 | 臼杵市立臼杵図書館野津分館 | 875-0201 | 臼杵市野津町大字野津市184 | 0974-32-3317 |
| 22 | 津久見市民図書館 | 879-2431 | 津久見市大友町5-15 | 0972-85-0080 |
| 23 | 由布市立図書館 | 879-5506 | 由布市挾間町挾間104-1 | 097-586-3150 |
| 24 | 由布市立図書館庄内分館 | 879-5406 | 由布市庄内町西長宝420番地 | 097-582-0214 |
| 25 | 由布市立図書館湯布院分館 | 879-5102 | 由布市湯布院町川上3758番地1 | 0977-84-2604 |
| 26 | 佐伯市立佐伯図書館 | 876-0843 | 佐伯市中の島2丁目20番33号 | 0972-24-1010 |
| 27 | 竹田市立図書館 | 878-0013 | 竹田市大字竹田1980番地 | 0974-63-1048 |
| 28 | 豊後大野市図書館 | 879-7125 | 豊後大野市三重町内田881番地 | 0974-22-7733 |
| 29 | 豊後大野市歴史民俗資料館図書室 | 879-6643 | 豊後大野市緒方町下自在172 | 0974-42-4141 |
| 30 | 日田市立淡窓図書館 | 877-0003 | 日田市上城内町1番72号 | 0973-22-2497 |
| 31 | 九重町図書館 | 879-4803 | 玖珠郡九重町大字後野上17-4 | 0973-76-3888 |

<公立図書室及び図書館類似施設> ※公立図書館未設置の2町村のみ掲載

| | 館名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---|-------------|----------|-----------------|--------------|
| 1 | 姫島村中央公民館図書室 | 872-1501 | 東国東郡姫島村1630番地の1 | 0978-87-2540 |
| 2 | 玖珠町わらべの館 | 897-4404 | 玖珠郡玖珠町大字森868-2 | 0973-72-6012 |

3 用語解説

(五十音順)

○ 大分県図書館情報ネットワーク（O L I B）（p. 6）

大分県図書館情報ネットワーク（OLIB）、通称「オリーブ」。大分県立図書館のホームページからアクセスできる、県内の公立図書館、学校図書館等向けの県立図書館蔵書検索・予約システム。

○ 学校図書館図書整備5か年計画（p. 20）

公立義務教育諸学校において、学校図書館図書標準を達成するための経費として、平成24年度からの5年間で、単年度約200億円、総額約1,000億円、また、新聞一紙を配備する経費として単年度約5億円、総額約75億円の地方交付税措置が講じられることとされている。

○ 学校図書館図書標準（p. 8）

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

○ 家庭文庫（p. 24）

子どもの読書活動を推進するため、個人が自宅を開放し、児童図書の貸出しやおはなし会等を行う場。

○ 子ども読書の日（p. 14）

4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた。

○ 子どもゆめ基金（p. 17）

（独）国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成を行うもの。

○ 司書教諭（p. 7）

学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を担う職員のことと、教諭をもって充てる。12学級以上の学校には司書教諭を配置することが義務づけられている。

○ 児童館（p. 9）

児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つ。児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進したり、情操を豊かにしたりすることを目的としている。

○ ストーリーテリング storytelling（p. 13）

語り手が昔話や物語を覚えて、聞き手に語り聞かせること。

○ 読書活動 (p. 1)

子どもが本を読むことはもちろん、絵本を見たり、ストーリーテリングを聞いたりすること、読書会や朗読会等に参加すること、また、読書感想文を書いたり、そのコンクールに参加することなど、子ども自身が読書に関わりを持つこと。

○ 特別活動 (p. 19)

小学校では「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」及び「学校行事」を指す。

中学校では「学級活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」を指す。

高等学校では「ホームルーム活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」を指す。

○ 認定こども園 (p. 17)

幼稚園・保育園所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。

○ パネルシアター panel theater (p. 22)

白や黒の起毛した布地を張ったパネル（舞台）に、不織布で作った人形や絵を貼ったり外したり動かしたりしながら、話の内容に合った場面を構成し演じる、動く紙芝居のようなもの。

○ ブックスタート bookstart (p. 13)

乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。

○ ブックトーク booktalk (p. 19)

一つのテーマに沿って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

○ 放課後子ども教室 (p. 16)

すべての児童を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室などをを利用して、勉強やスポーツ・文化活動等の取組を実施し、子どもたちを地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくむことを目指す取組。

○ 放課後児童クラブ (p. 16)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る取組。

○ 余裕教室 (p. 20)

学級数の減少によって恒久的に使われなくなった普通教室を指す。

○ レファレンス（レファレンスサービス） reference service (p. 14)

利用者の質問や相談等に、司書が所蔵資料等を活用して調査し、資料や情報の提供などを行う図書館サービス。